

平成27年度 事業計画

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

◆ 基本方針

公益社団法人4年目の本年は、これまでの事業にさらに創意工夫を加え、会員企業並びに地域社会の発展に貢献することを目指します。

このため本年度の重点施策を次のように定めました。

◆ 重点事項

1. 税務行政への協力

税制のあり方について提言活動を継続すると共に、税務行政が円滑に執行されることを目的に、納税者と税務当局との相互理解に努める。

また、e-Tax及びe-L Taxについては、税務関係団体とも連携し、より一層、利用率の向上に努めるとともに納税者の受益の機会の拡充に努める。

2. 研修の充実

会員の自己啓発、研鑽を支援するため、研修内容の更なる充実を図り、参加人員の増加に努める。

また、本年は、会員以外にも対象を広げた事業活動を展開し、一層の公益性を高めることとする。

3. 広報活動の充実

会員及び一般に対して情報提供活動を一層充実させる。特に公益社団法人であると言うステータスを十二分に活かした広報と法人会の知名度向上に努める。

4. 組織の強化と経営支援活動の推進

会員増強運動による財政基盤の強化を図る施策として、支部・地区別加入目標を策定し推進する。

特に、福利厚生制度受託会社等と連携し、退会防止に努めながら役職員一体となった会員増強を図る。

5. 事務運営体制の充実

作業量の増大に適切な優先順位を付け、限られた資源を適時適切に投入する。

また、経営環境の整備を行い働きやすい職場環境の醸成に努める。

◆ 主な事業計画

【I】 税を巡る諸環境を整備するための事業（公益目的事業1）
（定款第4条第1項第1号、第2号、第3号）

1 税知識の普及を目的とする事業（公1-1）

（1）新設法人説明会

新たに設立された法人を対象に、税務上必要な申請・届出等の手続をはじめ、事業の開始に際して必要な法人税法上の留意点についての理解を促すことを目的として、年6回、2ヵ月ごとに開催する。

(2) 決算法人説明会

決算月を迎える法人を対象に、税制改正事項等、決算手続を行うに当たっての留意事項を説明し、適正な法人税等の申告が行われることを目的に年12回（毎月）開催する。

(3) 租税教室

本郷税務署管内の全小学校を対象に、税についての知識とその大切さについて理解してもらう事を目的に、主に青年部会員・女性部会員が講師となり租税教室を各校、年6回開催する。

(4) 法人税の基礎講座

法人税申告書に記載されている内容を理解し、更に自ら申告書が作成できることを目的として全6回開催する。

(5) 源泉基礎講座

企業の源泉徴収実務担当者を対象に、源泉所得税に関する適正な取り扱い、実務担当者としての資質の向上を目的に年3回開催する。

(6) 税法等研修会

毎年行われる税制改正のあらましについて内容を理解し経理実務に役立たせることを目的に開催する。

2 納税意識の高揚を目的とする事業（公1-2）

(1) 税制講演会

税を考える週間行事として、税務署長を講師に税制及び税務行政の最新の情報を講演いただき、税の大切さを感じてもらう事を目的に開催する。

(2) 税の絵はがきコンクール

本郷税務署管内の小学校5年生・6年生を対象に税に対する関心を持ってもらうため、また、この行事を通じて学校関係者及び父兄にも同様の効果を期待して行っており、絵はがきの展示及び表彰式を開催する。

(3) 地域イベント参加税金クイズ

根津・千駄木下町まつり等、地域主催のイベントに関係団体とともに参加し、税金クイズを行う事で税を身近なものと感じてもらう機会を提供し、税の大切さを理解してもらうことを目的に開催している。

(4) ホームページ及び広報誌による税情報の発信

広報誌「税務ニュースほうじん本郷」を年6回発行する。広報誌には、各種研修会、地域連携講座、講演会等の開催要領を掲載するとともに本郷税務署、文京都税事務所、文京区等からの情報、お知らせを積極的に掲載する。

ホームページでは、各種研修会、地域連携講座、講演会等の開催要領と直近の行事予定を掲載するとともに、国税庁、全法連、東法連等、関係機関へのリンクが出来るようにしている。

また、地球温暖化対策報告書作成の為に便利ツールなどや、セミナーDVDレンタルサービスなど無料の貸し出しを積極的に広報している。

3 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業（公1-3）

(1) 法人会全国大会（税制改正の提言）

公益財団法人全国法人会総連合は、毎年、全国各法人会会員である中小企業から提出された租税負担率の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制・税務に関する、意見・要望事項等を取りまとめ、税制改正の提言を決議し、全国大会で発表後、関係機関等に対し要望活動を展開する。

当会でも、会員から税制に関する意見・要望を取りまとめ、上申し、全国大会に参加する。

(2) 女性フォーラム全国大会

全国的女性経営者が集い、税制、財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに議論を行う。

(3) 青年の集い全国大会

全国の青年経営者が集い、税制、財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに議論を行う。

(4) 税制アンケート

税制及び税務に関する調査研究のために年に一度、会員を対象にアンケートを行い、その成果を全法連に上申し、法人会としての提言を行う。

【Ⅱ】 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(公益目的事業2)

(定款第4条第1項第4号)

1 地域企業の健全な発展に資する事業（公2）

(1) 法人会サロン

本事業は、地域企業が困難な問題を抱えた際に適切な相談、助言を行えるように予約制で開催している相談事業の総称であり、毎月1回、第1木曜日は社会保険労務士、第2木曜日は税理士、第3木曜日は弁護士、第4木曜日は保険相談としている。

(2) 源泉部会税務研修会・労務セミナー

源泉所得税担当者を主な対象に、様々な研修テーマを取り上げ、税に関する理解と労働法全般に亘る知識を深めるとともに、正しい税知識や労働関係法規を身につけることを目的に、年2回開催している。

(公益目的事業3)

(定款第4条第1項第5号、)

2 地域社会への貢献を目的とする事業（公3）

(1) 街の美化活動

税務署、警察署、消防署の玄関口にプランターを設置し、四季の花々を植え、来署者や通行人の心をなごませ、人々に豊かな気持ちをもってもらうことで地域社会に貢献している。

(2) チャリティー寄席

日本の大衆芸能である「落語等」を鑑賞し、人々に豊かな時を過ごしてもらうとともに、税情報を始め様々な地域情報の提供を目的に年に1回、開催している。

(3) 福祉施設への未使用タオルの寄付

色々な行事の機会に、使用済み切手、未使用テレホンカード、未使用タオルの収集活動を行い、年に数回、区内福祉施設への寄付活動を行っている。

【Ⅲ】 会員のための福利厚生事業（収益事業）

(定款第4条第1項第7号)

公益事業等を補完するための収益を得る事業。

会員の福利厚生制度を支援するための保険事業並びに企業保全を目的とした制度の普及促進を行う。

(1) 簡易保険団体払込制度の集金事務

(2) とうきょう共済（火災保険及び自動車保険）の普及促進

(3) 生活習慣病健診の普及促進（一般財団法人全日本労働福祉協会）

【Ⅳ】 会員相互の親睦・異業種交流事業（共益事業＝その他事業）

(定款第4条第1項第6号)

会員の交流・福利厚生に資するための事業

(1) 新年賀詞交歓会

(2) 懇親会

(3) 異業種交流会

(4) 納税表彰祝賀会

(5) 経営者大型総合保障制度の普及促進（案内・周知）

(6) 経営保全プランの普及促進（案内・周知）

(7) がん保険制度の普及促進（案内・周知）

(8) 貸倒保障制度（団体取引信用保険）の普及促進（案内・周知）

(9) 管外経営者セミナー

(10) 会員増強運動

(11) 委員会、部会、支部活動

【Ⅴ】 管理関係

(1) 規程の整備

① 公益認定に伴い、諸規程の総合的な整備を図る。

(2) 事務運営体制の充実

① 法令に基づく適正な情報開示と個人情報管理の徹底に努める。

② 事務局セミナー等、各種研修会には積極的に参加し、業務上必要な知識の習得に努める。

③ 公益社団化に伴い増大した事務量に対応するため、仕事に優先順位を付け的確に対応すると共に所用の環境整備を行う。

(3) 意識改革の推進

① 公益社団法人としての活動を通じ、法人会の置かれた社会・経済情勢を深く認識し、事業及び事務局の一層の改善・改革に努める。